

反分裂国家法全文

- 第1条** “台湾独立”分裂勢力による国家の分裂への反対・抑制、祖国平和統一の促進、台湾海峡地区の平和安定、国家主権と領土の保全維持、中華民族の根本利益の維持、これらのために、憲法に基づき本法を制定する。
- 第2条** 世界に中国は唯一つ存在し、大陸と台湾は一つの中国に等しく属する。中国の主権と領土の分割は許されない。国家主権と領土保全の維持は台湾同胞を含めた全ての中国人民共同の義務である。
台湾は中国の一部であり、国家は“台湾独立”分裂勢力がいかなる名目、いかなる方式であろうとも、台湾を中国から分裂させることを絶対に許さない。
- 第3条** 台湾問題は中国内戦が残した問題である。台湾問題を解決し、祖国統一を実現することは、中国内部の事務であり、いかなる外国勢力の干渉も受けない。
- 第4条** 祖国統一の大業完成は、台湾同胞も含んだ全ての中国人民の神聖な責務である。
- 第5条** 一つの中国の原則を堅持は祖国平和統一実現の基礎である。平和な方式で祖国統一を実現するのが、台湾海峡兩岸同胞の根本利益に最も符合する国家は最大の誠意を以て、最大の努力を尽くし、平和統一を実現する。国家平和統一の後、台湾は大陸の制度とは異なる高度自治を行える。
- 第6条** 国家は以下の措置をもって台湾海峡地区の平和安定を維持し、兩岸関係を発展させる。
- ・ 兩岸の人物往来を呼びかけ、推進し、理解を深め、連絡を強める
 - ・ 兩岸經濟の交流と強力を呼びかけ、推進し、直接通信通航通商を行い、兩岸經濟関係を密接にして相互に利益を得る
 - ・ 兩岸の教育、科学技術、文化、衛生、スポーツ交流を呼びかけ推進し、中華文化の優秀な伝統を發揚させる
 - ・ 兩岸共同の犯罪撲滅を呼びかけ、推進する
 - ・ 台湾海峡地区の平和安定によって兩岸關係のその他の活動に利があることを呼びかけ、推進する
 - ・ 国家は法に基づき、台湾同胞の権利と利益を保護する
- 第7条** 国家は台湾海峡兩岸の平等な話し合いによって平和統一を実現する。話し合いには順序や段階を分けてもかまわず、多様な方式で臨機応変であってもよい。台湾海峡兩岸は、以下の事項について話し合いを行う。
- ・ 正式に兩岸敵対状態を終結させる
 - ・ 兩岸關係發展の計画
 - ・ 平和統一の順序と配分
 - ・ 台湾当局の政治地位
 - ・ 台湾地区の国際的な地位相応の活動空間
 - ・ 平和統一を実現するために関わるその他全ての問題
- 第8条** いかなる名目、いかなる方式であれ、“台湾独立”分裂勢力による、台湾を中国から分裂させた事実、或いは、台湾を中国から分裂させようとする重大な事變の発生、或いは、平和統一の可能性の完全な喪失に対して、国家は非平和的方式及びその他必要な措置をもって、国家の主権と領土を守る。
前項の規定によって非平和的方式及びその他必要な措置は、國務院、中央軍事委員会が決定し、実施する。また、直ちに全国人民代表大會常務委員会に報告する。
- 第9条** 本法の規定に照らして非平和的方式及びその他必要な措置を組織し、実施する時は、国家はできうる最大のことを尽くして、台湾民間人と在台湾外国人の生命財産の安全、その他正統な權益を守り、損失を減らす。同時に、国家は法に依り、台湾同胞の中国のその他の地区での権利と利益を保護する。
- 第10条** 本法は公布日より施行される。